

第 16 回総会シンポジウム記録

2000 年 6 月 17 日（土）明治大学駿河台校舎

「社会国家」ドイツの 21 世紀

司会

足立信彦（東京大学）

廣渡清吾（東京大学）

報告

グローバル化で「ドイツ株式会社」は終わる？ 走尾正敬（日本経済研究センター）

ドイツ政治の変容とドイツ社会民主党 野田昌吾（大阪市立大学）

ヨーロッパ統合の拡大・深化とドイツのヨーロッパ政策 森井裕一（東京大学）

社会国家の変容をめぐって - アングロサクソン圏を中心に 斎藤純一（横浜国立大学）

シンポジウムの始めに

広渡 清吾（東京大学）

今回のシンポジウムのテーマは、『社会国家』ドイツの 21 世紀である。「社会国家」という概念は、いわばドイツ固有のものであり、その意味で、近代ドイツの国家形成の固有の歩みを示す概念である。今回のシンポジウムの目的は、この概念によって含意されてきたドイツ国家に固有の性格・内容が、20 世紀末のグローバリゼーションの進展に直面しつつ、21 世紀にどのような変化を生ぜしめるかを議論してみることである。

諸報告に先だって、「社会国家 Sozialstaat」の概念の歴史について簡単に紹介しておきたい。これについては恰好の参考書があり、Gerhard Ritter, *Der Sozialstaat. Entstehung und Entwicklung im internationalen Vergleich*, 1989 がそれである。木谷勤氏等による翻訳もすでに刊行されている（『社会国家—成立と発展』晃洋書房 1993 年）。

これによると、Sozialstaat という用語の初出は Lorenz von Stein, *Gegenwart und Zukunft der Rechts- und Staatswissenschaften Deutschlands*, 1876 であり、その含意は自由主義と社会主義のそれぞれに対する第三の道であったとされる。リッターによれば、Sozialstaat をそのまま英訳すると、social state となり、これは「社会状態」という意味であって用をなさない、したがって英訳すれば welfare state または social service state となろうという。言いかえれば、

現代福祉国家のドイツ的形態として「社会国家」を理解するというのである。

ワイマル時代には、社会国家の概念は、正統マルクス主義から「ブルジョア修正主義的国家概念」であるとして批判された（Lipinsky, *Der Sozialstaat, Etappen und Tendenzen seiner Entwicklung*, in: *Unter dem Banner des Marxismus*, Jg. 2, H.4, 1928）。他方、社会民主党左派の法理論家ヘルマン・ヘラーが、ファシズム独裁と闘うためにブルジョア的形式的法治国家概念ではなく、「社会的法治国家」の考え方が必要であると論じたこともよく知られている（Hermann Heller, *Rechtsstaat oder Diktatur?*, 1930）。社会国家はこうしてドイツ国家の政治的選択に関わる論争的概念であった。

第2次大戦後、1949年に制定された基本法は、第20条1項で「ドイツ連邦共和国は、民主主義的、社会的な連邦国家である」と規定し、社会国家の概念を憲法上の概念として採用した。法学説及び連邦憲法裁判所は、この条項の解釈について、次第にその内容を豊富化し、憲法の社会国家条項が社会的市場経済や社会的な諸基本権などの維持と擁護を国家に義務づける拘束力をもった規定であることを承認している。ドイツ統一によって基本法はいくつかの改正を伴って統一ドイツに適用される全ドイツの憲法となったが、社会国家規定の存在とその解釈・運用は変わっていない。

ドイツは、このように、憲法規定にも支持されながら、現代福祉国家の一つの典型像を形成してきたといえるが、1980年代のサッチャー・レーガンによる「政府から市場へ」の改革路線の展開、1990年代の多国籍企業の普遍的展開を通じた経済のグローバル化による「国民国家のゆらぎ」は、社会国家ドイツに根本的な問題を投げかけているように見える。そこで、これからさきは、シンポジウムの本論で論じられることになる。